

町政執行方針

ことども園開設に伴い空き施設となる、節婦保育所建物を活用して町内の社会福祉法人新冠ほくと園に運営を委託し、平成23年度中に児童養育センターを開設する事といたしました。また、日高町より「静内児童養育センター」を利用していた日高町の利用者について、新冠町児童養育センターでの受入れの要請もあつたことから、当面は新冠町、日高町の共同運営で児童養育センターの運営を行う予定としております。

本年度は平成23年度の開設に向け、先行して専門職員の採用を行ひ、静内児童養育センターに派遣し養育についての経験を積みながら、同時に新冠町の利用者との信頼関係づくりに努めます。

2期目の町政運営についての所信表明でも申し上げましたとおり、予防行政を推進することにより、安全で安心できる生活基盤

きないというのが実態です。この様な状況の解決に向けて3町で協議を重ねた結果、現状の施設、職員体制では十分な養育環境を整えることが不可能と判断し、平成23年度中には3町の共同運営を解消し、各町単独で児童、児童の養育支援体制を整えると、いう結論に達しました。

このようなことから、新冠町では児童養育センターの単独設置について検討を行った結果、認定

- ◇ 町民福祉に関する事項
乳幼児期は、子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期と考えております。少子化や核家族が進み家庭や地域の子育て力の低下が指摘されている中で、保育所や子育て支援

主要な施策の推進

早いもので、あれから30年を迎えたとしており、同時に町制が施行されて50年といった記念すべき節目の年となりますことから、厳しい行財政運営となつておりますが、町民総ぐるみで明日に向かい、活力のある、夢と希望に満ちた将来を創造していくためにも記念事業などを展開することが適当と考え、その取り組みの手段・手法等を含め、本年度は記念すべき年に向けた準備の年とし、議会をはじめ関係機関との協議検討を取り進めてまいりますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

迎え盛大に「新冠町100年記念式典」が挙行され、一世紀の長い歴史をふり返るとともに、幾多の試練を乗り越えて、今日の基礎を築かれた先人の郷土に託した偉大な意志を継承し、新しい二世紀の創造に向けて、町民一人ひとりの英知と郷土を愛する心をより大きく育てあげ、次代へ前進させることをお約束したところであります。

センターには、質の高い養護と教育、相談には見識豊かな対応と的確な情報提供の機能が強く求められております。また、子どもの育ちや保護者をめぐる環境が変化している中で、それぞれの役割・機能を再認識し、子どもの最善の利益を守るとともに、心身とともに、健やかな子どもを育てる責任を果たすため、一層の子育て支援の充実に努め、子育てのしやす

の一つが町民の皆様に健康で過ごして頂くための疾病的予防へと取組と考へ、特定健診やがん検診、各種伝染病予防接種等にも積極的に取組んでまいります。

先に行われた医療制度改革では「安心・信頼の医療の確保と予防の重視」という考えに基づき、生活習慣病の予防に重点を置いて、40歳以上の被保険者に対する特定健診と保健指導の実施を保険者に義務づけたところです。

新冠町国民健康保険も平成20年度から平成24年度までの「特定健診・保健指導実施計画」を策定しておりますので、本年度も目標として設定した受診率の達成にむけて、一人でも多くの方に健診を受けて頂けるよう取組を進めています。

この特定健診は、年に3回実施している集団検診のほか新冠町立国保診療所でも受けることができます。受診しやすい環境づくりのため、本年度は近隣の医療機関でも受けることができるよう調整してまいります。

特定健診・保健指導の実施については保険者に義務付けられておりのものではあります、このことに縛られることがなく、新冠町民の健康管理という視点で取組んでいくべきと考え、年に3回予定している集団検診や新冠町立国

センターには、質の高い養護と教育、相談には見識豊かな対応との確な情報提供の機能が強く求められております。また、子どもの育ちや保護者をめぐる環境が変化している中で、それぞれの役割・機能を再認識し、子どもの最善の利益を守るとともに、心身とともに、健やかな子どもを育てる責任を果たすため、一層の子育て支援の充実に努め、子育てのしやすい町を目指します。

保育は、特別に支援を必要とする家庭に対する措置としての性格から多くの子育て家庭が広く一般的に利用するサービスへと変化が求められています。そのため、保育需要深化の対応や多様な保育サービスの提供などについて検討するとともに、親支援の必要性の高まりなどを踏まえ、子どもを預かり養護と教育を行うのみならず、一人ひとりの親と向きあい、親としての成長や仕事をしながら子どもを育てていくことを支援する役割にも応えてまいります。

在宅育児支援としては、特に需要が多い一時保育事業については、育児疲れの保護者の一時的リフレッシュや、子どもにとつて友達や親以外の大人とふれあえる機会となるなど、在宅育児をしている家庭の期待は高く、また、子育てに専念する親が一時保育事業を通じて、保育への理解を深め

民健康保険の被保険者だけでなく、被用者保険等に加入している町民の皆さんも健診を受けることができるよう配慮しておりますし、特定健診で指定されている検査項目のほかに、町独自で検査項目を追加し健診内容も充実させております。

平成21年度に国は経済対策の一環として、乳がん検診については40歳から60歳まで、子宮がん検診については20歳から40歳まで、それぞれ5歳刻みの対象者に無料クーポン券を配布する「女性特有のがん検診推進事業」を実施し、受診勧奨と早期発見・予防に努めてきたところです。

平成22年度、国は検診に対する助成を全額負担から半額の負担に変更し「女性特有のがん検診推進事業」を実施するとの方針が示されたところですが、新冠町としては昨年同様、助成対象年齢の方については、受診勧奨及び早期発見のために全額助成する方向で実施することにしております。

勤労者福祉対策については、季節労働者対策として平成19年度から新ひだか町と共に「日高中部連年雇用促進協議会」を組織し、季節労働者の連年雇用化の実現に向けた事業を続けてまいりました。

この制度は3年間の実施期間を経て、制度等の見直しが予定さ

ることにより、仕事と子育ての両立の途に、踏み出していくという意義もあり、今まで同様積極的に対応をしてまいります。

子育てに不安を持つ保護者に対しては、相手の環境や境遇を理解し、心の状態を察して気遣つたり、子育てグループなどとの協力や情報交換を通して、家庭や地域社会全体の養育機能の向上を目指します。

次に高齢者に対する施策については、平成20年度に策定した平成21年度から平成23年度までの「新冠町高齢者保健福祉計画」に掲げた施策目標の実現に向け、新冠町地域包括支援センターを中心医療・保健関係職員と連携を図りながら、次のような事業に取り組んでまいります。

生活機能評価を通じて抽出された、要介護状態となる恐れのある特定高齢者や65歳以上の一般高齢者を対象に、運動機能の向上・栄養改善・口腔機能の向上やひきこもり防止のための介護予防教室を実施し、高齢者の皆さんのが活動的で生き生きとした生活がおくれるよう、介護予防事業に取組んでまいります。

また、本年度から認知症の高齢者を地域の皆さんに見守つて顶くことができるよう、認知症に対する正しい理解と認知症と思わ

も事業の継続が決定されたとうことであります。引き、新ひだか町と共に「日高中部通年雇用化促進協議会」において通年雇用化の取組を進めてまいります。

また、本年度も勤労者の技能訓練や技術習得のための「技能人材育成補助金」、勤労者の生活安定のための「勤労者生活資金貸付事業」を継続してまいります。

医療につきましては、経営の健全化を目指し、昨年5月に病院から病床数が大幅に減少となる診療所へと医療施設規模を縮小したところでありますが、一次医療圏における本町唯一の公的医療機関である診療所として、現状における必要不可欠な医療体制を確保すべく、緊急時を含む24時間診療体制を維持することとしており、併せて疾病の予防・治療機能訓練を一体化した効率的で効果的な医療を提供してまいります。

昨今の地域医療を取り巻く環境は、依然として大変厳しい局面にありますが、地域に密着し、信頼を受ける医療機関として、診療所の体制づくりに鋭意努力を続け、町民皆さんのが健康の保持と医療の安心安全を確保しつつ、併せて効果的な広域医療連携を推進してまいります。

老人ホーム「恵寿荘」につきましては、定員を50名から70名と改

れる方への具体的な対応方法を、多くの町民に身に付けていたが、
く「認知症サポーター養成講座」を開催することにしています。
自治会や職域、サークルや各種団体等を対象に「認知症サポーター養成講座」を開催し、町内に認知症に対する理解者や認知症高齢者に対する支援者を増やすことにより「認知症になつても安心して暮らしてゆくことができる町づくり」を目指してまいります。

さらに、高齢者の生命と健康を守るため、平成21年度から実施している住宅用火災警報器の設置に対する助成や、高齢者の死亡原因の中でも大きな割合を占めている肺炎を予防する為の、肺炎菌ワクチンの予防接種やインフルエンザの予防接種への助成も昨年に引き続き実施してまいります。

ふれあい夕食事業については、平成18年度から月曜日から金曜日まで週5回の配食を実施してまいりましたが、身体上、健康管理上の理由で支援が必要となつた方に対しては、休日祝日を含め必要とされる時にサービスを提供することが福祉の基本と考え、本年度より土日祝祭日も含め週7日間の配食を実施することにいたします。

障がい者に対する施策についても、平成20年度に策定した第2期障害福祉計画の基本目標でち

床で、入所待機者がいる状況あります。施設開設から27年を経過しておりますので、施設・設備等の改修などを適時に行い介護施設環境の整備に最善を尽くしてまいりました。

本年度も入浴環境改善を図るため、浴室改修工事を行い、同時にベッドの更新を年次計画により整備をしてまいります。

併設しておりますショートステイ施設の稼働率が50%程度であることから利用されやすい環境づくりを更に進めて行くとともに居宅介護支援事業所との連携を密に行い利用者の増加に努めます。

デイサービスセンターにつきましては、本年も社会福祉法人新冠ほくと園を指定管理者として運営してまいります。

安全で安心して暮らせるまちづくりには、防災・消防機能の整備はもとより住民自らが防災意識を高めることが大切であります。一昨年から調査してまいりました災害時要援護者避難支援体制について関係自治会並びに関係機関と協議調整をしてまいりましたところ、本人から申し出のあつた387名の要援護者に対しても地域の皆さんの協力を頂きながら本年度よりスタート

市町村に障がい者の相談支援業務が義務付けられることから、職員を中心相談業務に当たつてまいりましたが、障害者自立支援法の施行から3年が経過し、障がい者が施設中心の生活から地域に生活の場を移す方も多くなつてまいりました。

障がいの方方が地域で安心して生活して行くためには、専門的知識を持つた職員による相談支援体制の充実が必要と判断し、本年度も「日高圏域障害者総合相談センター」に相談支援業務の委託を行い、障がい者が自立した社会生活を営むまでの支援や各種の問題解決に向けた支援を行つてまいります。

心身に障がいを持つ幼児、児童への養育支援のため、平成元年度から新ひだか町の「静内児童養育センター」を新冠町、新ひだか町、日高町の3町で運営を行つてまいりました。

しかし、年々「静内児童養育センター」の利用者が増加する中、現在の施設規模、職員体制では受入可能な子供の数には限界がある為、利用回数を制限しながら運営を行つているという状況であり、利用者の希望に応える充分な